

令和3年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

福井県監査委員

福 監 第 1 9 5 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

福井県知事 杉 本 達 治 様

福井県監査委員 力 野 豊
同 田 中 三津彦
同 江 川 権 一
同 伊 藤 和 弘

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象および手続

令和3年度福井県一般会計、特別会計および公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査に当たっては、福井県監査委員監査基準に準拠し、

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りは
ないか
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されてい
るか

等を主眼として審査を実施した。

第2 審査の結果および意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認める。

比 率 名	令和3年度	令和2年度	(参考) 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	12.1 %	12.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	147.3 %	166.3 %	400.0 %	—

- (注) 1 実質赤字比率は、実質収支が黒字であることから算定されない。
2 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であることから算定されない。

(実質公債費比率)

過去3か年平均で算出される令和3年度の実質公債費比率は12.1%と前年度と比較して0.4ポイント改善しており、また、早期健全化基準を下回る水準となっている。

(将来負担比率)

将来負担比率は147.3%と、前年度と比較して19.0ポイント改善しており、また、早期健全化基準を下回る水準となっている。

以上のとおり、令和3年度の実質公債費比率、将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。また、令和元年度に策定した「行財政改革アクションプラン」の目標値（※）も下回っている。

今後、令和5年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業に向けたまちづくり・にぎわいづくりを進める一方で、ポストコロナ社会における新たな課題解決、経済再生など、県財政への負担が増していくことが予想される。引き続き適切な債権の管理と計画的な償還に努めるとともに、「行財政改革アクションプラン」に基づく取組みを確実に実行し、中長期的な視点に立った健全で持続可能な財政運営に取り組まれない。

※「行財政改革アクションプラン」の財政指標目標値

将来負担比率：200%未満

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象および手続

令和3年度福井県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査に当たっては、福井県監査委員監査基準に準拠し、

(1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか

(2) 資金不足比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか等を主眼として審査を実施した。

第2 審査の結果および意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認める。

会計の名称	資金不足比率		(参考)
	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	— %	— %	20.0 %
病院事業会計	— %	— %	20.0 %
臨海工業用地等造成事業会計	— %	— %	20.0 %
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0 %
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0 %
臨海下水道事業会計	— %	— %	20.0 %
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0 %

以上のとおり、いずれの会計においても資金不足は生じていない。引き続き健全かつ効率的な経営に努められたい。

